

【島根県海岸保全基本計画検討委員会第2回】議事要旨

日 時：令和8年6月2日（火）13：30～14：30

場 所：サンラポーむらくも 瑞雲の間

出席者：河原委員長、黒岩委員、酒井委員、井上委員、佐藤委員

議 事：(1)第1回策定委員会以降の取組

(2)第1回策定委員会の意見等と修正対応（案）

(3)島根沿岸・隠岐沿岸 海岸保全基本計画（改定案）

(4)今後の予定

■第1回委員会でもいただいた意見への対応説明等

○第1回委員会以降のパブリックコメント（対象資料：計画素案、新旧対照表、期間：令和8年2月27日から3月26日（1か月間））の結果、意見は0件であった。（資料2：p.3）

○第1回委員会以降の関係市町村及び関係海岸管理者の意見照会（対象資料：計画素案、新旧対照表、期間：令和8年3月6日から3月26日）の結果、意見提出が1件あった。これを踏まえ、島根沿岸の「(2) 海岸保全施設の整備を行う海岸」において、整備済みのため笠浦港海岸を削除する修正を行った。（資料2：p.3, p.21）

○余裕高は、地盤沈降を考慮した10cmを県下一律で見込むものとし、本計画における気候変動の影響の前提条件である2℃上昇の中央値のシナリオに対する上振れ・下振れ等の不確実性については、モニタリング等を踏まえ、本計画の見直しにより対応する。（資料2：p.6, p.7, p.8）

○海岸保全施設の整備においては、世界遺産である石見銀山などの著名な資源に限らず、島根県の沿岸にある地域の文化や歴史的資源等の全般に配慮して推進するものとして、具体的な資源の名称による表現は避け、「文化・歴史的資源等に配慮する」の追記とした。（資料2：p.14）

■主な意見

○資料2：p.13の赤着色部については、“「隠岐ユネスコ世界ジオパーク」に認定されている”ことのみを示す表現に修正すること。（資料2：p.13）

○資料2：p.14で「文化・歴史的資源等に配慮する」の修正案が示されたが、「ジオパーク」と同じように世界遺産である石見銀山なども重要である。計画の記載内容について、今後、関係機関から意見が出た際には検討すること。（資料2：p.14）

○余裕高について、島根県としては地盤変動が大きいことから 10 cmを見込むということとなっている。各県の特性を踏まえて独自に決めるものであるが、気候変動の不確実性については、モニタリングや情報収集を行い、見直しを適切に行う必要がある。(資料2 : p. 6, p. 7, p. 8)

■まとめ

○島根県海岸保全基本計画検討委員会は今回で終了とし、本会の議事の内容を踏まえ最終的な修正を行う。修正対応の確認は、委員長に一任いただくこととし、今月末をめどに、改定した海岸保全基本計画を公表する。